

【水道メールマガジン】 第7号(2019年9月)

県庁生活衛生課です／業務に役立つ情報～たかが100万されど100万～

兵庫県健康福祉部生活衛生課です。

8月に続き10月も当課主催の研修会を開催しますが、皆さまの地域でも

研修会や勉強会を開催されることはありませんか？

研修を担当されていてネタにお困りの方がいらっしゃれば、当課がニーズ

に合わせたネタ&講師を「無料で！」提供いたします。(10月は「とある

地域」の研修会に当課職員が講師でおじゃまする予定です。)

電話、メール、なんでも結構ですので、是非、お気軽にご相談ください。

▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼

今号の話題 _____

第7号 たかが100万されど100万

▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲

いよいよ改正水道法の施行(10月1日)が近づいてきました。

1. 消費税改定

改正水道法と何の関係が？ と突っ込まれるかもしれませんが、同じ

10月1日から消費税率が8%から10%に変更されます。

今回、ご注意いただきたいのは「軽減税率」です。

軽減税率が適用される課税仕入について標準税率で計算を行うと、仕入

控除税額が過大に計上され、納付税額が過小になる恐れがあります。

- ・販売用ボトル入り水道水
- ・会議費等で支出するお茶等の飲食料品
- ・事務所で定期購入している新聞

などは軽減税率の対象ですので区分を間違えないようにご注意ください。

2. 財政支援

まもなく来年度の生活基盤施設耐震化等交付金(厚労省)のヒアリングを行います。

交付金については、次号で紹介させていただきますので、今回は総務省の地方財政措置について、皆さまの知識のアップデートも兼ねて、いくつかをピックアップさせていただきます。

(1) 広域化に関する事業【今年度から】

地方単独事業で実施する施設の共同設置(浄水場の共同利用等)や事務の広域的処理(各種システムの共同利用等)について、事業統合や経営の一体化や3事業体以上等の条件なく、1/2に一般会計出資債(元利償還金の60%を交付税措置)を充当できるようになりました。

(2) 経営戦略策定、改定経費【来年度で終了】

1/2を一般会計から繰出が可能で、当該繰出の1/2について特別交付税措置(上限1,000万)がされます。また、広域化等の調査、検討に要する経費は1,500万が上乘せされます(上限2,500万)。要望される市町については、現在、市町振興課から照会されている「公営企業の経営戦略の策定に要する経費調(市区町村分)」(10月11日〆切)の提出をお忘れなく。

いかがですか？ 今回ピックアップしたメニューに限らず、これまで対象とならなかったものや、期間限定のものなど、意外と知られていないメニューがありますので、積極的にご活用ください。

ただ、皆さまとお話しをさせていただいているなかで、例えば交付金メニューにある水道施設台帳整備事業(1事業体あたり100万円を上限に、需用費・委託費等の事務費を支援)をご紹介させていただくと「たった100万ですか。それだと手間のほうが大変だからやめておこうかな」という声をお伺いすることがあります。

また、資材の共同購入によるコスト削減効果を試算してお示した時にも
「たった 70 万なら入札や契約事務変更にかかる人件費のほうが高くつく」
という声もお伺いしました。

そういう声をお伺いするたびに「でも人件費はすでに支出済みの経費ですし、
たった 100 万と仰いますが何世帯分の水道料金でしょうか」「ご自身が 70 万
貰えるとしても手間だからとやめますか」という言葉を飲み込んでいます。

その一方で「もっと財政支援をしてほしい」と仰います。

現状を変えるのは大変ですが、公務員の責任として、私たちの子供や孫の世代に
水道のタスキをつなぐために、できることを一緒にやっていきませんか(^_^)。

■ □

発行：兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課

tel: 078-362-3256

E-mail: seikatsueiseika@pref.hyogo.lg.jp

□ ■